

特定健康診査等実施計画 (第三期)

富士通健康保険組合

2018年4月

背景および趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。

しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は、被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査（特定健康診査）及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導（特定保健指導）を実施することとされた。

本計画は、当健保組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

なお、高齢者の医療の確保に関する法律第19条により、5年ごとに5年を一期として、特定健康診査等実施計画を定めることとする。

富士通健保組合の現状

当健保組合は、富士通株式会社およびそのグループ会社が加入している健保組合である。

2018年4月の事業所数は154社、各支社支店等は全国47都道府県に所在、人員構成については、被保険者(従業員)107,512名、被扶養者120,732名となる。

加入者全体の傾向として、被保険者においては男性比率が約80%と高く、被扶養者においては女性比率が67%と高い。また、40歳以上の男女比率が年々高まり、被保険者男性は85%、被扶養者女性は99%を占めている。

(人)

		加入者全員			40歳～74歳人員		
		男性	女性	合計	男性	女性	合計
被 保 険 者	従業員	85,686	21,826	107,512	71,012	13,040	84,052
	特例退職者	9,025	226	9,251	9,025	226	9,251
	任意継続者	1,189	138	1,327	1,058	94	1,152
	小計	95,900	22,190	118,090	81,095	13,360	94,455
被扶養者		39,418	81,314	120,732	504	38,050	38,554
合 計		135,318	103,504	238,822	81,599	51,410	133,009

(2018年4月)

被保険者(従業員)の健康診断は、事業所が主体となり、事業所にて運営しているクリニックまたは近隣の医療機関・健診機関と個別契約を行い、施設健診または検診車による巡回健診を実施している。

被扶養者および特例退職被保険者・任意継続被保険者の健康診断については、健保組合が主体となり、都合にあわせて近隣で健診受診が選択できるよう、契約している医療機関・健診機関等の施設健診や巡回健診を実施している。

被保険者の健診受診率は高いものの、被扶養者の健診受診率がまだ低い状況のため、更なる受診率向上施策が重要な課題となっている。

特定健康診査等の実施方法に関する基本的な事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、脂質異常症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

被保険者の健診結果データは事業所から受領し、被扶養者の健診結果については健診実施機関から受領するものや個人で受診した健康診断の数も調査し、そのデータを受領するとともに、当健保組合が主体となりデータを管理する。

3 事業所等が行う健康診断及び保健指導との関係

健康診断の継続的促進と効果的な保健指導を実現するうえで、事業所が従来から実施している健康診断および保健指導との連携は必須である。

労働安全衛生法の改定により、腹囲・BMIが追加されたことにより、被保険者の特定健康診査の検査項目については、ほぼ網羅されたことを鑑み、既定の事業所健診の項目に、特定健康診査「問診項目」を追加することで、重複受診を避け、円滑なる健診の実施を図っている。

また、被保険者の保健指導については、既存の実施体制にて実施し、適宜見直しを行う。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。

そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

2023年度における特定健康診査の実施率を90%とする。

この目標を達成するために、2018年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	国の参酌標準
被保険者（従業員）	97.0%	97.5%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%	—
被扶養者	65.2%	67.5%	69.7%	72.4%	75.3%	78.3%	—
被保険者＋被扶養者	84.1%	85.3%	86.5%	87.6%	88.8%	90.0%	90.0%

被保険者（従業員）については、従来の事業所健診への項目追加により、受診者本人への負担にならないよう労働安全衛生法上の健康診断項目に特定健康診査項目を追加し実施する。

被扶養者については、契約健診機関の拡充や巡回健診による受診機会の向上等、受診者の利便性を考慮した各種施策を推進するとともに、加入者の状況にあわせた受診勧奨を継続して実施する。また、健康に関する意識レベルを高めるため、事業所向けには各種ツールを活用し、被保険者および被扶養者向けには、ホームページや健診案内パンフレット等、積極的な情報発信を行う。

2 特定保健指導の実施に係る目標

2023年度における特定保健指導の実施率55%とする。

この目標を達成するために、平成25年度以降の実施率（目標）を以下のように定める。

目標実施率

（被保険者＋被扶養者）

（人）

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	国の参酌標準
40歳以上対象者（推計）	119,799	119,685	119,292	118,490	116,655	114,544	—
特定保健指導対象者数（推計）	18,006	18,096	18,144	18,129	17,953	17,731	—
実施率（%）	32.0%	37.0%	42.0%	47.0%	52.0%	55.0%	60.0%
実施者数	5,762	6,696	7,620	8,521	9,336	9,752	—

被保険者（従業員）については、事業所の保健スタッフ（産業医、保健師、看護師等）が主体となり実施しているが、保健スタッフの工数不足という課題に対し、事業所担当部署との連携を図り、保健指導の実施率向上に繋げていく。

II 特定健康診査等の対象者数

① 特定健康診査

被保険者(従業員、特例退職者本人、任意継続者本人) (人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者(推計)	71,161	71,093	70,859	70,383	69,293	68,039
目標実施率(%)	97.0%	97.5%	98.0%	98.0%	98.0%	98.0%
目標実施者数	69,026	69,316	69,442	68,975	67,907	66,678

被扶養者(配偶者、その他家族) (人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者(推計)	48,638	48,592	48,433	48,107	47,362	46,505
目標実施率(%)	65.2%	67.5%	69.7%	72.4%	75.3%	78.3%
目標実施者数	31,712	32,800	33,758	34,829	35,664	36,413

被保険者+被扶養者 (人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者(推計)	119,799	119,685	119,292	118,490	116,655	114,544
目標実施率(%)	84.1%	85.3%	86.5%	87.6%	88.8%	90.0%
目標実施者数	100,738	102,115	103,200	103,805	103,571	103,092

② 特定保健指導

被保険者+被扶養者 (人)

	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度
40歳以上対象者(推計)	119,799	119,685	119,292	118,490	116,655	114,544
動機付け支援対象者	8,589	8,813	9,018	9,210	9,300	9,362
実施率(%)	31.4%	35.6%	39.5%	43.3%	47.0%	48.8%
実施者数	2,697	3,137	3,562	3,988	4,371	4,569
積極的支援対象者	9,417	9,238	9,127	8,919	8,653	8,369
実施率(%)	32.5%	38.4%	44.4%	50.8%	57.4%	62.0%
実施者数	3,061	3,547	4,052	4,531	4,967	5,189
保健指導対象者計	18,006	18,051	18,145	18,129	17,953	17,731
実施率(%)	32.0%	37.0%	42.0%	47.0%	52.0%	55.0%
実施者数	5,757	6,685	7,614	8,519	9,338	9,757

Ⅲ 特定健康診査等の実施方法

(1) 実施場所

被保険者（従業員）については、既存の受診環境を活かして、事業所の指定した健診機関（事業所所有の健診施設や契約施設等）で受診する。

被扶養者および特例退職被保険者・任意継続者被保険者の健康診断については、健保組合が主体となり、近隣で都合にあわせて健診受診が選択できるよう医療機関・健診機関契約、施設健診、巡回健診を実施している。

(2) 実施項目

被保険者（従業員）は、労働安全衛生法の規定に基づく定期健康診断実施項目や生活習慣病健診項目（事業所実施項目）を実施する。

被扶養者および特例退職被保険者・任意継続被保険者は、生活習慣病健診（富士通健保組合健診）等を実施する。

（特定健康診査の実施項目については、厚生労働省「標準的な健診・保健指導プログラム（改訂版）」記載の特定健診項目を網羅する）

(3) 実施時期

実施時期は、通年とする。

(4) 委託の有無

ア．特定健診

被保険者（従業員）は、事業所の健康診断（労働安全衛生法上の健康診断項目に特定健康診査項目を追加）を実施することで特定健康診査を実施したことと看做される。被保険者に重複受診という負荷をかけさせない為にも、本対応策を基本とする。

被扶養者および特例退職被保険者・任意継続被保険者は、生活習慣病健診（富士通健保組合健診）を委託する。

イ．特定保健指導

被保険者（従業員）は、事業所に対して特定保健指導を委託する。また、事業所保健スタッフの工数不足を踏まえ、外部委託も活用しながら実施する。

(5) 周知・案内方法

当健保組合のホームページ等にて掲載して周知・案内を実施する。

更に被扶養者および特例退職被保険者・任意継続被保険者へご本人宛の健康診断に関する書面を配布して周知する。

(6) 健診データの受領方法

被保険者については、事業所による健康診断の実施結果を電子データもしくは紙データにより受領する。

被扶養者および特例退職被保険者・任意継続被保険者は、健診実施機関もしくは本人から電子データもしくは紙データを受領する。

特定保健指導の結果については、事業所の保健スタッフが実施結果を登録することで受領したこととする。

(7) 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導の対象者については、40歳以上74歳までの該当者全てを階層化する。

その内、65歳以上の積極的支援対象者については、動機付け支援対象者として位置づけ、40歳～64歳までの動機付け支援、積極的支援対象を選定し、保健指導を随時実施する。

尚、被保険者（従業員）については、事業所における既定の疾病管理施策との連携が必須であるため、事業所の保健指導施策と同期を取って進める。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、個人情報に関する個人の人格尊重の理念のもと、「個人情報の保護に関する法律」を遵守し、被保険者及び被扶養者（以下「加入者」という）の個人情報について「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」を策定し、これを職員に徹底するとともに、ホームページにて周知する。

尚、当健保組合の個人情報管理者は、常務理事とする。

また、外部委託する場合にはデータ利用範囲・利用者等につき、契約書に明示することとし、かつ、当健保組合の「個人情報保護に関する基本方針（プライバシーポリシー）」に従った運用を依頼し、その徹底を監査する。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の公表・周知は、公開ホームページに掲載して行う。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

本計画については、半期毎に数値目標の達成状況を確認し、毎年第四期に見直しを検討する。年度途中に被保険者の大きな異動や、目標達成に影響を及ぼす事項が発生した場合には、参酌標準達成率を変更しない範囲で、中期計画を見直すこととする。

Ⅶ その他

本事業推進にあたり、当健保組合に所属する関係者には、特定健診・特定保健指導等の実践養成のために必要な研修・セミナーに随時参加させる。

また、本業務を推進するために必要なツールについては、当健保組合が用意をして事業所と連携した疾病管理事業を推進する。

以 上